

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○ 経済総合

1. 中国の携帯電話利用者、1.4億人に（新華ネット 11月12日）
2. 外資企業による直接投資1万8千件（1～9月）（人民ネット 10月15日）

○ 法律・法規等

1. 全人代で著作権法、商標法改正案審議採択（中国知識産権報 10月31日）
2. 北京市、オリンピック知的財産権保護規定を公布（中国知識産権報 11月7日）
3. 政府、模倣品・粗悪品製造販売の違法犯罪活動の摘発に関する奨励弁法を公布（中国質量報 11月16日）
4. 最高人民法院、WTO関連の司法解釈を整理（中国知識産権報 11月16日）
5. 国家煙草専売局、公安部「煙草の模倣品を生産販売する違法犯罪活動の厳格な取締りに関する通告」を公布（法制日報 2001年11月8日）

○ ニセモノ問題

1. 上海と浙江省の工商行政管理部門、ニセブランド案件の調査で提携（商標世界 10月25日）
2. 洛陽市の知的財産権行政部門と公安局、ニセモノ取締りで提携（中国知識産権報 11月12日）
3. 広東省の合併企業、来料加工の名義でニセブランド時計を製造
4. 北京でニセモノの自動車部品多数発見（中国質量報 11月21日）
5. 模倣品・粗悪品製造販売行為、依然猛威を振るう（新華社ネット 11月22日）
6. 国有企業、ニセブランド印刷工場に（中国質量報 11月21日）
7. コンピューター企業、海賊版ボイコット活動に参加（中国知識産権報 11月7日）
8. ニセモノ製造販売者から収賄、福建省の幹部（人民ネット 11月9日）
9. 日本知的財産権協会、広東省のニセモノ取締り活動を賞賛（中国質量報 11月21日）
10. ニセモノ製造・販売者が暴力で法律に対抗（中国質量報 2001年11月19日）
11. 地方保護主義、ニセモノ取締りの障壁に（市場報 11月19日）
12. 国家質量監督検閲検疫総局、ニセモノ取締りを強化（中国質量報 11月20日）
13. ニセ自動車部品の製造、巧妙化する手段（中国質量報 11月15日）
14. 広州、知的財産権を侵害する犯罪活動の取締りを強化（羊城晚報 11月9日）
15. 各地裁判所のニセモノ製造・販売案件数急増（中国質量報 11月2日）
16. 広東で台湾のニセ“リジョイ”取締り（中国質量報 11月13日）
17. 全国規模で「百都市一万店、ニセモノゼロ」運動実施（人民ネット 11月8日）

○ 中国行政・司法関連

1. 北京初の実用新案特許に係わる特許再審査（電子知識産権 11月）

2. 北京で初めて暫定差止め措置を採用した特許権侵害紛争案（電子知識産権 11 月）
3. 各地の特許保護活動の積極化（中国知識産権報 10 月 24 日）
4. 北京市高級人民法院、「案件審理プロセスの管理に関する意見」を公布（中国質量報 11 月 15 日）
5. 武漢の技術譲渡紛争案（中国質量報 11 月 19 日）
6. 浦東法院、即発権利侵害の防止（中国知識産権報 11 月 16 日）
7. 北京法院、WTO 加盟に応じ知的財産権保護を強化（法制日報 11 月 15 日）
8. 上海のトレードシークレット侵害案（中国知識産権報 10 月 24 日）
9. ROLEX ドメインネーム案、国網公司再び被告に（中国知識産権報 10 月 24 日）
10. L'OREAL ドメインネーム案、国網公司再び敗訴（中国知識産権報 11 月 9 日）
11. ナイキ・ペプシ両社、“com.cn”ドメインネームを取り戻す（中国知識産権報 10 月 25 日）
12. “CHEMNET”のドメインネーム、中国企業の所有に（新華ネット 11 月 19 日）

### ○ その他 IPR 関連

1. 日産自動車、消費者が車の返品と損害賠償を請求（法制日報 10 月 24 日）
2. 中国法学会、知的財産権法研究会成立（法制日報 10 月 28 日）
3. 一元で特許関連情報取得（中国知識産権報 11 月 7 日）
4. 国家知識産権局ウェブサイト 11 月 1 日開設（中国知識産権報 10 月 31 日）
5. 中国特許出願件数、16 年で 130 万を超える（中国知識産権報 11 月 9 日）
6. 山東省、特許保護条例を修正（中国知識産権報 11 月 16 日）
7. 2001 年軍工企業知的財産権シンポジウム開催（中国知識産権報 11 月 1 日）

※ 1～3 は本文掲載

### ○ JETRO からのお知らせ

1. 在中国日本商工会議所 I P G、11 月会合が開催
2. 知的財産権基礎コース
3. JETRO 中国模倣被害実態アンケート

---



---

### 経済総合

#### ★★★ 1. 中国の携帯電話利用者、1.4 億人に★★★

情報産業部の情報によれば、10 月までに中国の携帯電話利用者は 1.36 億人に達し、最近の平均増加数は月 500 万人。中国の携帯電話利用者は 7 月末に 1.26 億人に到達し、この時点で米国を抜いて世界一となっている。（新華ネット 11 月 12 日）

#### ★★★ 2. 外資企業による直接投資 1 万 8 千件（1～9 月）★★★

今年 1～9 月、新たに批准された外資系企業による直接投資プロジェクトは、1 万 8580 件（昨年同期比 18.14%増）、外資契約額は 493 億 4700 万ドル（同 30%増）、実際に使用された外資は 321 億 9600 万ドル（同 20.66%増）となった。これまでに設立が許可された外資系企業の数 は 38 万 2930 社、投資された外資は契約ベースで 7260 億 6600 万ドル、使用ベースで 3808 億 2 千万ドル。外資系企業の対中投資が増加するなか、大企業およびハイテク企業の参入が目立つほか、多国籍企業による国内での研究開発センターの設立なども行なわれ、外資利用のレベルの向

上が見られる。(人民ネット 10 月 15 日)

#### 法律・法規等

#### ★★★ 1. 全人代で著作権法、商標法改正案審議採択★★★

10 月 27 日、第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議にて、著作権法、商標法改正案が審議、採択された。今回採択された著作権法改正では、著作権保護対象の拡大、ラジオ局及びテレビ局の権利保護、ネットワークによる情報伝達権の保護、法律執行措置の具体化など全 53 条の改正が行われた。商標法改正では、商標保護の対象、商標専用権、商標における地理的標識、証明商標の原産地保護、同一の商標専用権の共同所有、商標使用者の商品品質に対する責任、商標として登録できない標識、著名商標の判断標準、商標登録に対する異議の終局裁定、他者の使用する商標に対する悪意登録及び他者の権利に対する侵害、登録出願事項の修正、登録商標の譲渡、登録商標権の帰属紛争に関する裁定請求期限、法律執行力の強化、法律執行行為の規範化など、全 47 条が改正された。(中国知識産権報 10 月 31 日)

※改正商標法、改正著作権法の全文日本語(仮訳)が必要な方は、JETRO 北京知財室が運営するホームページ(<http://www.cnip.org>)をご覧ください。なお、先の 11 月 1 日号外にてお知らせした改正商標法仮訳については、一部翻訳ミスがありましたことお詫び申し上げます。

#### ★★★ 2. 北京市、オリンピック知的財産権保護規定を公布★★★

「北京市オリンピック知的財産権保護規定」が北京市人民政府会議で採択され、2001 年 11 月 1 日より正式に施行された。今後いかなる企業、経済組織及び個人も、商業経営を目的としてオリンピックに関する知的財産権を使用する場合は、当局の授権が要求されることとなった。オリンピックの知的財産権を侵害する違法行為に対しては、法律執行機関が法により調査し処分を行う。(中国知識産権報 11 月 7 日)

#### ★★★ 3. 政府、模倣品・粗悪品製造販売の違法犯罪活動の摘発に関する奨励弁法を公布 ★★ ★

模倣品・粗悪品製造販売の違法犯罪活動に対する社会全体の積極的な摘発を奨励し、模倣品・粗悪品製造販売の違法犯罪活動を厳格に取締り、その功労者に対する奨励制度を規範するため、財政部、国家工商行政管理総局、国家品質検査検疫総局は共同で「模倣品・粗悪品製造販売の違法犯罪活動の摘発に関する奨励弁法」を公布した。

この弁法により、次の事項が模倣品・粗悪品製造の販売違法犯罪行為の摘発奨励範囲とされた。

(1) 商標、包装、企業名称、企業住所、生産地を偽造又盗用した製品を製造、販売、保管、輸送し、その包装物、標識物を印刷すること、(2) 品質標識を偽造、盗用した製品を生産、販売、保管、輸送し、その包装物、標識物を印刷すること、(3) 人体の健康と人身、財産の安全を保障する国家標準、産業標準に適合しない製品を製造、販売すること、(4) 国が明文で淘汰を命ずる製品を製造、販売すること、(5) 雑品又は偽の製品を混ぜ、偽の製品を正品としたり、又は不良品をもって良質品としたり、不合格製品をもって合格製品とみせかけること、(6) 有効期間を超過した製品、変質した製品を製造、販売すること。

今後、摘発事実の真実性及び摘発者の協力状況により摘発行為を四つのレベルに分類し、奨励

が与えられることとなる。(中国質量報 11 月 16 日)

#### ★★★ 4. 最高人民法院、WTO 関連の司法解釈を整理★★★

最高人民法院は、11 月中旬に実体法解釈、手続法解釈、司法解釈性の文書を含めた 1200 余りの司法解釈を整理した。今回整理が行われた司法解釈の発布時期は 1951 年にまで遡る。同時に、最高人民法院研究室及び民事一廷、二廷、三廷、四廷、行政廷は、WTO の規則に関する司法解釈を定めることにつき初歩的意見を提出した。その中では主に、契約法の適用に関する司法解釈、著作権紛争案件審理に関する司法解釈、商標権紛争案件審理に関する司法解釈、ファイナンス・リース案件審理に関する司法解釈、WTO の規則に関連する行政案件の審理に関する司法解釈、海事訴訟特別手続法の適用に関する司法解釈、電子商取引に関する司法解釈等が含まれる。(中国知識産権報 11 月 16 日)

#### ★★★ 5. 国家煙草専売局、公安部「煙草の模倣品を生産販売する違法犯罪活動の厳格な取締りに関する通告」を公布★★★

国家煙草専売局と公安部は 10 月 26 日、共同で「煙草の模倣品を生産販売する違法犯罪活動の厳格な取締りに関する通告」を公布し、今年 12 月から来年 3 月まで、ニセ煙草取締りの聯合キャンペーン活動を実施し、ニセ煙草の製造拠点や販売ルートを厳格に取り締まることを決定した。(法制日報 2001 年 11 月 8 日)

### ニセモノ問題

#### ★★★ 1. 上海と浙江省の工商行政管理部門、ニセブランド案件の調査で提携★★★

台湾の嘉翔公司是 1996 年上海に嘉虹模倣品公司を投資設立し、かつ同社が 1991 年に中国において取得した、紡績機械に使用するすきの特許権及び商標権の使用を嘉虹公司に許諾した。1998 年後半から、浙江省の紹興、蕭山周辺の郷鎮企業により製造された、嘉虹公司のすきを偽った製品が現れ始めた。これらの特許権、商標権侵害行為に対し、上海と浙江省の工商部門が提携して調査を行い、上海では 347 のすきのニセモノを没収し、蕭山ではこの侵害物件の製造に使用された工具一式を没収し、罰金を科した。(商標世界 10 月 25 日)

#### ★★★ 2. 洛陽市の知的財産権行政部門と公安局、ニセモノ取締りで提携★★★

先日、河南省洛陽市の特許管理局と公安局の経済偵察部門は提携して不法経営活動の厳格な取締りを行った。洛陽市の雪春楼酒屋は、洛陽市において「民間猥湯瓦缸」(料理の一種)の特許使用につき 10 万円で許諾を受け、良好な売上げを上げた。今年に入り、洛陽市の他のレストランも相次いでこの「猥湯瓦缸」をメニューに載せるようになり、特許権所有者の合法的利益を厳しく侵害した。たびたびの警告を経ても改善されないため、雪春楼酒屋は特許権所有者の委託を受け、洛陽市特許管理局に対し法による差押え措置の採用を申し立てた。洛陽市の特許管理局は申立人の請求に従い、洛陽市公安局の経済偵察部門と提携して三軒のレストランを差し押さえた。(中国知識産権報 11 月 12 日)

#### ★★★ 3. 広東省の合併企業、来料加工の名義でニセブランド時計を製造★★★

広東省の複数の合併企業が来料加工の名義によりシチズン、セイコー、カシオ、ロレックス、

オメガ、RADOなどの20種類以上のニセブランド時計を製造販売していたところを摘発された。これらのニセモノ工場のほとんどは東莞、深セン周辺に設立された香港と中国内陸の合弁企業であったという。広東省では毎年の調査により50万個以上のニセ国際著名ブランド時計を没収している。

#### ★★★4. 北京でニセモノの自動車部品発見★★★

北京市の自動車部品市場には深刻な品質問題が存在する。今年の7月から9月まで、北京市質量技術監督局のニセモノ取締り弁公室と関係部門が自動車部品市場に対して大規模な調査を行った結果、検査を受けた自動車部品販売店のうち約64パーセントはニセモノの部品を販売しており、抜き検査製品のうち70パーセントはニセモノの部品であった。自動車部品市場に存在するニセモノ問題は相当深刻化しており、早急な取締りの強化が求められている。(中国質量報11月21日)

#### ★★★5. 模倣品・粗悪品製造販売行為、依然猛威を振るう★★★

国家工商行政管理総局は11月21日、今年第3四半期の全国工商行政管理機関が模倣品・粗悪品製造販売案件及び消費者権利侵害案件を調査処理した状況について発表した。統計資料によると、模倣品・粗悪品製造販売案件に係る金額は非常に大きく、案件の性質は悪質であり、模倣品・粗悪品製造販売者の中には暴力で法律執行を妨害する者もいた。全国の模倣品・粗悪品製造販売の違法活動は依然として各地で猛威を振るっている。(新華社ネット11月22日)

※発表されたとされるデータについては、現在、JETROにて工商行政管理総局に問合せ中。

#### ★★★6. 国有企業、ニセブランド印刷工場に★★★

11月18日、公安部、国家煙草専売局は、広東省公安厅、広東省煙草専売局と共に、広東省の東部でニセモノの煙草の生産・販売を取り締まる大型キャンペーンを実施した。今回の活動で、某国有企業が大規模なニセモノ製造拠点であったことが明らかになった。今回の活動で摘発されたニセモノ煙草は、ニセモノ取締りキャンペーンを展開して以来最多であった。(中国質量報11月21日)

#### ★★★7. コンピューター企業、海賊版ボイコット活動に参加★★★

中国コンピューター産業協会北京分会は北京市版權局と共同で、コンピューターのソフトウェアのプレインストール時に必ず正品のソフトウェアを使用することに承諾する署名式典を開催した。署名式典に参加した61社の著名な国内コンピューターメーカーは、その生産するPCにソフトウェアをプレインストールする際に必ず正品のソフトウェアを使用することに承諾し、海賊版ソフトウェアの取締り強化に大きく貢献した。(中国知識産権報11月7日)

#### ★★★8. ニセモノ製造販売者から収賄、福建省の幹部★★★

福建省の4名の党幹部がニセ煙草の製造販売者から賄賂を受けとり、贈賄を行った業者を取り締まらなかったことが発覚した。この幹部らは厳しい法的処罰を受けた。(人民ネット11月9日)

**★★★ 9. 日本知的財産権協会、広東省のニセモノ取締り活動を賞賛★★★**

11月9日、日本知的財産権協会の津田寿副理事長は、広東省質量技術監督局にて広東省のニセモノ取締り業務につき専門的な調査を行い、同省の活動を高く評価するとともに、広東省が在中日本企業の合法的利益の保護において大きな役割を担っていることに対し、感謝の意を表した。(中国質量報 11月21日)

**★★★ 10. ニセモノ製造・販売者が暴力で法律に対抗★★★**

ニセモノ取締りの強化とともに、ニセモノ製造・販売者が暴力を行使し法律執行を妨害する事件も増え始めた。最近四川省成都市で、同市質量技術監督職員がニセモノ案件を調査中、調査を受けていた者が突然監督職員の車輛を破壊したり、監督局職員を殴打するなどの暴力をもって調査を妨害する事件が発生した。成都市市長は同件を重視し、容疑者を刑事拘留するなどの措置を採った。(中国質量報 2001年11月19日)

**★★★ 11. 地方保護主義、ニセモノ取締りの障壁に★★★**

湖北省内の某服装加工工場において、江蘇のブランド服装のニセモノが大量に生産されているのが発見されたが、現地政府がその拠点の摘発に協力しないという問題が発生した。ニセモノの生産販売拠点の取締りが難しいとされる原因の一つに、地方政府が財政収入の増加のため、現地のニセモノ製造・販売者を放任するという地方保護主義的行為がいまだ後を絶たないことが挙げられる。また、法律執行人員にもニセモノ製造・販売者と結託し、私服を肥やす者もいる。これらの行為は、ニセモノ取締り活動における大きな障壁として問題視されている。(市場報 11月19日)

**★★★ 12. 国家質量監督検閲検疫総局、ニセモノ取締りを強化★★★**

国家質量監督検閲検疫総局は先日の記者会見にて、今年11月から来年2月まで全国規模で「ニセモノを取締り、生活の安全を保障する」、「売れ筋商品を検査し、休日経済を保護する」をスローガンとする「二つの検査、二つの保護」によるニセモノ取締り活動を展開することを明らかにした。(中国質量報 11月20日)

**★★★ 13. ニセ自動車部品の製造、巧妙化する手段★★★**

11月13~14日まで、東風、神龍、上海フォルクスワーゲン、一汽、夏利、イベコ等の自動車、オートバイ生産企業20社の代表及び北京、天津、上海などの質量技術監督局人員が蘇州にてニセ自動車部品対策検討会を開催した。同会では、最近のニセモノ自動車部品製造の特徴として、第一に需要に応じた生産、外地での包装、電話による連絡、デリバリー制などの隠密性、第二に密接な相互連絡、工場地点、倉庫の分散などの策略性、第三に作業分担、販売ルート of 細分化といった組織性を挙げ、ブラックリストをまとめるなどの産官一体による対応策が検討された。(中国質量報 11月15日)

**★★★ 14. 広州、知的財産権を侵害する犯罪活動の取締りを強化★★★**

広州市白雲区法院は周勝裕等9人が関与した著作権侵害案につき公開判決を行った。被告9名は1998年年末から2000年7月にかけて、VCD生産ラインを不法に設置し、2年間で海賊版

の VCD 7 万枚を販売し、14 万元の違法取得を得た疑い。法院は 9 名の被告に対しそれぞれ有期懲役 1 年 2 ヶ月、罰金 3~4 万元を言い渡した。(羊城晚報 11 月 9 日)

### ★★★ 15. 各地裁判所のニセモノ製造・販売案件数急増★★★

先日開催された「ニセモノ取締り及び知的財産権保護シンポジウム」において、1997 年の改正「刑法」施行以来、毎年各裁判所が審理するニセモノ製造・販売案及び知的財産権侵害案は合計して 200 件前後であったのに対し、今年に入り市場経済秩序の整頓と規範活動が展開されてから、同種の案件が急増していることが明らかになった。最高人民法院の伝えによると、今年 4 月から 10 月までに、各裁判所が受理したニセモノ製造・販売案件は延べ 440 件、同犯罪容疑者は 843 人、知的財産権侵害案件も延べ 467 件、同犯罪容疑者は 669 人であり、昨年同期に比べて 2 倍以上も増加している。(中国質量報 11 月 2 日)

### ★★★ 16. 広東省で台湾のニセ“リジョイ”取締り★★★

今年 8 月、広東省質量技術監督局は同省の五市の質量技術監督局と協力して、台湾宝僑家品株式有限公司の生産する“瓢柔(リジョイ)”、“潘滄(パンテーン)”などのシャンプー製品のニセモノに対して厳格な取締り活動を展開した。同活動により、これらニセブランド製品を生産販売していた 10 社以上の拠点が摘発された。伝えによると、昨年 11 月末までに、重慶、広州、惠州などの質量技術監督局が取り調べを行った台湾宝僑社製品のニセモノの市場総額は数千万元人民币に達するという。

ニセモノ製品の中には台湾公証処の公証や台湾宝僑社責任者の署名や捺印のある文書を偽造し、合法的な製品のように見せかけ、真偽の鑑定を難しくする状況もみられた。また、台湾宝僑と P&G(中国)社は両社とも米 P&G 社の子会社ではあるが、マーケティング上の衝突もあり、中国国内での台湾宝僑製品のニセモノの鑑定に不都合が生じるケースもあった。しかしながら、広東省質量技術監督部門等の積極的な取締り活動により、本案件もようやくその幕を閉じようとしている。(中国質量報 11 月 13 日)

### ★★★ 17. 全国規模で「百都市一万店、ニセモノゼロ」運動実施★★★

中央宣伝部、中央文明弁公室、国家経済貿易委員会、国家工商総局、国家質量技術監督総局、共産党青年団中央の 6 部門は、共同で「百都市一万店、ニセモノゼロ」運動を実施し、現在党中央と國務院もこれを高度に重視している。これは各地の政府・管理部門や多くの流通企業の参加を経て、商業企業の管理レベルとサービスの質の向上を促進する一連の活動である。大々的な宣伝活動と多くの消費者や組織の積極的参加もあり、運動はさらに活発化している。今後はさらに、企業や従業員の職業道徳教育、モデル企業の優良化の促進などを展開するという。(人民ネット 11 月 8 日)

## 中国行政・司法関連

### ★★★ 1. 北京初の実用新案特許に係わる特許再審査★★★

北京市第一中級人民法院は、四人の原告が国家知識産権局専利復審委員会による原告らの実用新案特許の無効宣言を不服とし、同委員会を訴えた案件を受理した。この原告らは自らの設計したオイル冷却器の実用新案特許を出願し、1999 年 3 月 17 日に同特許を取得したが、2000 年 4

月に別の当事者が、創造性及び新規性に欠けることを理由に同特許の無効宣言を申し立てた。2001年7月23日、国家知識産権局専利復審委員は同特許が創造性及び新規性に欠けるとし、その無効を宣言した。原告らはこの決定を不服とし、北京第一中級人民法院に訴えを提起したものである。この案件は、新特許法が施行されてから法院が初めて受理する実用新案特許再審査である。(電子知識産権 11月)

#### ★★★ 2. 北京で初めて暫定差止め措置を採用した特許権侵害紛争案★★★

北京市第一中級人民法院は、原告の広西南寧厦江製薬厂が被告の北京市海石生物化学製薬公司を訴えた特許権侵害紛争案を受理した際、被告に対し権利侵害行為の即時停止を命じた。原告はその権利侵害行為停止の申立てにおいて、これ以上の損害の拡大を防止するため、被告に対し原告の権利を侵害する薬品の生産及び販売の停止を請求し、その現存する製品を全て即時に差し押さえるよう請求した。これは北京で暫定差止め措置が採用された初めての案件である。(電子知識産権 11月)

#### ★★★ 3. 各地の特許保護活動の積極化 — 上海徐匯区の保護強化、綿陽市の特許管理弁法、四川省の特許保護条例改正★★★

上海市徐匯区政府は、最近「ハイテク成果の転用及びハイテク産業化発展の促進に関する若干意見」、「知的財産権業務の強化に関する若干意見」及び「ソフトウェア産業発展の加速に関する若干意見」等一連の政策を公布した。徐匯区政府はまた、徐匯区知的財産権連合会議及び知的財産権局を設立し、知的財産権業務を指導し、管理を行っている。また綿陽市では同市人民政府で「綿陽市特許管理弁法」を公布し、四川省では「四川省特許保護条例」改正案が採択された。改正後の「条例」によって、特許に関する行政上法執行効力が強化される。(中国知識産権報 10月24日)

#### ★★★ 4. 北京市高級人民法院、「案件審理プロセスの管理に関する意見」を公布★★★

11月2日、北京市高級人民法院は「案件審理プロセスの管理に関する意見」を正式に公布した。この意見は、各クラスの法院に対し、専門的機関を設立して立件後の審理につき監督を行い、裁判官が規定された期間内に審理を終えるよう催告を行うことを要求するものである。この措置の目的は、審理期間を超過しても審理の終わらない状況を根本的に改善することにある。(中国質量報 11月15日)

#### ★★★ 5. 武漢の技術譲渡紛争案★★★

技術者である葉暎明、劉国建及び凌模の三人は、共同でその技術成果を活用し、日本ソキア社製品の重大な欠陥の改善に貢献したが、合理的な報酬を取得しなかったことを不満とし、ソキア社に対して1000万元の技術コンサルティング料の支払いを要求する訴えを武漢市の法院に提起した。

日本ソキア社はその抗弁において、葉暎明等の技術成果は特許権としての性質を有さず、商業秘密でもなく、また双方間においても何の技術成果譲渡に関わる協議を締結していなかったため、権利侵害を構成するものではないと主張した。被告側の弁護士も、原告の三人は自己の技術成果に対し何の秘密保持措置も講じておらず、利益取得の機会をすでに喪失していると説明した。(中

国質量報 11 月 19 日)

★★★ 6. 浦東法院、即発権利侵害の防止★★★

即発権利侵害とは、現在まだ権利侵害は発生していないが、問題の行為を適時に制止しなければ必ず権利侵害が発生し、権利者に損害が及ぶという状態を指すものである。先日上海市の浦東新区法院では、初めて即発権利侵害防止の原則により二件の不正競争紛争案を処理した。

原告の上海索迪斯服務有限公司及び索迪斯(蘇州)服務有限公司、被告の上海創造食品科技有限公司は、いずれも食品サービス企業である。被告は親会社である Eurest 社の委託を受け、「Eurest(怡樂食)」食品配達サービスの宣伝パンフレットを印刷した。このパンフレットでは、怡樂食食品会社が「各種の資源開発と利用において先進的な能力を有する」ことが強調されていた。同法院は審理を経て、被告のパンフレットで使用されている「非常に先進的」、「唯一の」、「最高レベル」などの文言は、他の食品サービス会社を不当に低く評価するものであり、反不正競争法第 9 条第 1 項の規定に違反すると判断し、被告である上海創造食品科技有限公司の「Eurest(怡樂食)」のパンフレットについて、その使用と配布を禁止する判決を下した。(中国知識産権報 11 月 16 日)

★★★ 7. 北京法院、WTO 加盟に応じ知的財産権保護を強化★★★

北京市第二中級人民法院は先日、国内企業が悪意で登録したドメイン名を取り消し、ケンタッキー社、UPS 社、P&G 社等、国際有名企業 11 社の合法的な権益保護に大きく貢献した。WTO 加盟後、法院は中国法の関連規定及び中国政府の国際社会に対する承諾に従い中外当事者の合法的権益を平等に保護しなければならない。(法制日報 11 月 15 日)

★★★ 8. 上海のトレードシークレット侵害案★★★

トレードシークレット侵害案においては、顧客リストがトレードシークレットを構成するか否かの確定が常に審理における難点とされている。先日、上海市浦東新区人民法院知識産権庭は、被告が前勤務していた会社の顧客リストを勝手に使用した案につき、他者のトレードシークレットを侵害する不正競争行為であると認定し、被告に対し当該顧客リストの使用停止と原告への公開謝罪、並びに 8 万元の損害賠償を言い渡した。(中国知識産権報 10 月 24 日)

★★★ 9. ROLEX ドメイン名案、国網公司再び被告に★★★

9 月 20 日北京市第二中級人民法院は、ROLEX 社が北京国網信息有限公司に対し提起したドメイン名紛争につき一審判決を下し、国網社に対し登録済みのドメイン名“rolex.com.cn”を取消し、かつ ROLEX 社に対し一万元を賠償するよう命じた。

法院は審理において、ROLEX 社が Rolex の登録商標の権利者であること、同社及びその商標である Rolex は中国においても周知商標を構成することを確認し、被告国網社の行為が誠実信用原則に違反する不正競争行為であると判決をした。(中国知識産権報 10 月 24 日)

★★★ 10. L'OREAL ドメイン名案、国網公司再び敗訴★★★

北京市第二中級人民法院は、先日 L'OREAL 社が北京国網信息有限公司に対し提起したドメイン名紛争についての公開審理で、国網社への敗訴を再び言い渡した。

同法院は、被告の国網公司社に対し、判決発効後の 10 日以内に“Loreal.com.cn”ドメインネームの登録取消しを行い、原告の L'OREAL 社に対する 1.42 万元の経済損害を賠償するよう命じた。(中国知識産権報 11 月 9 日)

**★★★ 1 1. ナイキ・ペプシ両社、“com.cn”ドメインネームを取り戻す★★★**

広州粵経情報網絡有限公司は cocacola.com.cn、kfc.com.cn、pepsi.com.cn、nike.com.cn などのドメインネームを登録した。最近 Nike 社、Pepsi 社は同公司の悪意によるドメインネーム取得行為に対して権利侵害の訴えを提起した。原告それぞれ、Nike.com.cn 及び Pepsi.com.cn のドメインネームにつき、被告の登録取消しを請求した。法院は近日中にこの二つの紛争案について判決を行う予定である。(中国知識産権報 10 月 25 日)

**★★★ 1 2. “CHEMNET” のドメインネーム、中国企業の帰属に★★★**

杭州中華網絡技術有限公司によると、世界知的財産権機構は 18 日、オーストラリアの化工企業が提起していた WWW.CHEMNET.COM のドメインネームの所有権をめぐる訴訟につき、オーストラリア企業の訴訟の撤回によって同ドメインネームが杭州中華網絡技術公司の帰属となった。このドメインネームはもともとオーストラリア企業が登録を行ったが、関連費用を納めなかったことを理由に登録が取り消された。のちに韓国企業が同ドメインを取得したが、杭州中華網絡社が協議を経て同韓国企業より権利を購入したものである。その後オーストラリア企業が杭州中華網絡社に対し、世界知的所有権機関 (WIPO) の仲裁のもとで当ドメインネームの使用停止を求める訴えを起こしていた。(新華ネット 11 月 19 日)

**その他 I P R 関連**

**★★★ 1. 日産自動車、消費者が車の返品と損害賠償を請求★★★**

北京市第二中級法院は 10 月 19 日、某消費者が日産自動車に対し製品品質に関する訴えを提起した案件につき審理を行った。この消費者は、昨年 5 月 26 日北京聖倫汽車銷售有限公司より購入した「Nissan」ブランドの自動車が故障を起こしたため、日産汽車 (中国) 有限公司に対して損害賠償と自動車の返品を請求したものである。同件の審理はなお終結していない。(法制日報 10 月 24 日)

**★★★ 2. 中国法学会、知的財産権法研究会成立★★★**

中国法学会知的財産権法研究会成立大会が 10 月 27 日、北京にて開催され、名誉会長を任建新、会長を鄭成思とする知的財産権法研究が成立された。(法制日報 10 月 28 日)

**★★★ 3. 一元で特許関連情報取得★★★**

「世界特許データベース」を開発している北京全利情報ネットワークは、特許発明者、特許使用者及び科学研究開発機構の便宜のため、「1 元で特許情報を取得」というサービスを開始した。これは、ネット上で特許情報を検索し、必要な情報については 1 ページ 1 元でユーザーに提供するという画期的なサービスである。(中国知識産権報 11 月 7 日)

**JETRO からのお知らせ**

★★★ 1. 在中国日本商工会議所 I P G、11 月会合★★★

去る 11 月 14 日、在中国日本商工会議所 I P G の 11 月会合/JETRO 模倣対策セミナーが北京市内の長城飯店にて開催されました。第 1 部では、天津市のペガサスミシン様より「我が社の模倣対策の実践」について、また第 2 部では清華大学 TLO より「清華大学の産学連携の実態」について、それぞれご講演頂きました。次回会合は、来年 1 月を予定。

★★★ 2. 知的財産権基礎コース★★★

毎月第 3 木曜日（日本人向け）、第 4 木曜日（中国人向け）に行っている JETRO 北京センターの知的財産権基礎コースの第 2 回目（特許・デザイン入門）が行われました。次回 12 月は、商標入門コースを行います。

また、JETRO 上海センターでも、12 月 14 日より本基礎コースが開講いたします。上海地区で  
ご興味のある方は JETRO 上海（担当：水田）までお問合せ下さい。

★★★ 3. JETRO 中国模倣被害実態アンケート★★★

過日、JETRO 北京センター（協力：在中国日本商工会議所、JETRO 上海センター、JETRO 香港センター、JETRO 大連）による、在中国日系企業（約 3,500 社）に対する模倣被害の実態調査を行いました。現在、回収・集計作業中のため、次回ニュースレターにて結果をご紹介します予定です。

==== **China IP News Letter** =====

J E T R O 北京センター 知的財産権室

=====  
発行人：JETRO 北京センター知的財産権室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています（記事末尾に出展の記載のないものは、JETRO 独自調査によるものです）。

配布の追加・停止等は、以下にアクセスお願いいたします。

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

また、中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、日中経済協会北京事務所知的財産権室下記アドレスにアクセス下さい。

<http://www.cnip.org>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL. +86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail : [post@cnip.org](mailto:post@cnip.org)

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved

---